



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課）…………… 1

告 示

- 土地改良区の役員就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3

公 告

- 種苗生産事業者講習会の開催（森林管理課）…………… 3

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院）…………… 4

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定…………… 4

教育委員会事項

- 沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則…………… 5

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第48号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の(5)中「皮膚かきよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3号の(3)中「さく岩機」を「削岩機」に、「末しよう循環障害」を「末しよう循環障害」に、「末しよう神経障害」を「末しよう神経障害」に改め、同表第4号の(1)中「あつて」を「あつて」に改め、同号の(2)中「ふつ素樹脂」を「ふつ素樹脂」に改め、同号の(3)中「うるし」を「漆」に改め、同表第7号の(1)から(4)まで中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号の(8)中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号の(10)中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号の(16)中「(15)」を「(16)」に改め、同号の(16)を同号の(17)とし、同号の(15)を同号の(16)とし、同号の(14)中「骨肉しゅ」を「骨肉腫」に、「甲状腺せんがん」を「甲状腺がん」に、「多発性骨髄しゅ」を「多発性骨髄腫」に、「非ホジキンリンパしゅ」を「非ホジキンリンパ腫」に改め、同号の(14)を同号の(15)とし、同号中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 三・三' —ジクロロ—四・四' —ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり兼箇所土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年9月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島袋善盛	うるま市字兼箇所198番地
理事	阿嘉哲治	うるま市字兼箇所453番地
理事	玉城賢三	うるま市字兼箇所93番地 1
理事	宮里善一	沖縄市登川一丁目17番11号
理事	玉城豊	うるま市字喜屋武453番地 3
理事	阿嘉利光	うるま市字兼箇所162番地
理事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番 2 号
監事	島袋勤	うるま市字兼箇所194番地
監事	金城文雄	うるま市字兼箇所238番地
監事	徳尾聡	うるま市字兼箇所198番地

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	比嘉豪志	うるま市字兼箇所730番地 3 コーポ桃原302
理事	金城光	うるま市字兼箇所641番地 1
理事	田場新善	うるま市字兼箇所1407番地
理事	田場盛市	うるま市字兼箇所701番地 1
理事	亀谷英雄	うるま市字兼箇所805番地
理事	比嘉忠	うるま市字兼箇所175番地
理事	金城俊輝	うるま市字兼箇所229番地
監事	田場竜太	沖縄市松本四丁目10番 2 号
監事	徳尾聡	うるま市字兼箇所198番地

沖縄県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、多良間村カッジョウ地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和5年9月27日から同年10月25日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第342号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 嘉手納町字屋良地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月6日から同年10月16日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字大浜地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年7月28日から令和6年3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和5年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年9月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和5年10月19日（木曜日）午前9時30分から午後5時15分まで
- 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁9階第4会議室
- 3 対象者 林業種苗生産事業に従事する者又は従事しようとする者
- 4 受講手続 受講申込みは、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）において令和5年9月26日から同年10月6日までに行うこと。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部森林管理課（電話番号098-866-2295）に問い合わせること。

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月26日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 X線血管造影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院設備・調達課 うるま市字宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 代表取締役 末吉貞重 浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 落札金額 197,978,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年6月27日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第163号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年9月26日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	フサキビーチリゾート	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	令和5年8月29日から 令和6年8月28日まで
プレジャー ボート提供業	diving&workshop IH ANASHI	diving&workshop IH ANASHI (代表者) 齊間淳希	令和5年7月5日から 令和6年7月4日まで
	株式会社エイトマン	株式会社エイトマン (代表取締役) 東恩納一幸	同上
	マリン倶楽部SUN	有限会社ジュエィ旅行サービス (代表取締役) 屋良朝仁	令和5年7月18日から 令和6年7月17日まで
	COCONUTS CLUB	株式会社アール7 (代表取締役) 田中智家臣	令和5年8月7日から 令和6年8月6日まで
	セブンシーズ	セブンシーズ (代表者) 春川淳	令和5年8月17日から 令和6年8月16日まで
	カヤックやまちゃん	カヤックやまちゃん (代表者) 山本悟	同上
	フサキビーチリゾート	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	令和5年8月29日から 令和6年8月28日まで
	マリンショップSEA-ONE	株式会社SEA-BRACE (代表取締役) 比嘉智明	同上
潜水業	diving&workshop IH ANASHI	diving&workshop IH ANASHI (代表者) 齊間淳希	令和5年7月5日から 令和6年7月4日まで
	株式会社エイトマン	株式会社エイトマン (代表取締役) 東恩納一幸	同上

	マリン倶楽部SUN	有限会社ジェイ旅行サービス (代表取締役) 屋良朝仁	令和5年7月18日から 令和6年7月17日まで
スノーケリン グ業	株式会社エイトマン	株式会社エイトマン (代表取締役) 東恩納一幸	令和5年7月5日から 令和6年7月4日まで
	マリン倶楽部SUN	有限会社ジェイ旅行サービス (代表取締役) 屋良朝仁	令和5年7月18日から 令和6年7月17日まで
	COCONUTS CLUB	株式会社アール7 (代表取締役) 田中智家臣	令和5年8月7日から 令和6年8月6日まで
	マリンショップSEA-ONE	株式会社SEA-BRACE (代表取締役) 比嘉智明	令和5年8月29日から 令和6年8月28日まで

教育委員会事項

沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第13号

沖縄県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。次条において「法」という。）第7条第1項に規定する指針（次条において「指針」という。）に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第2条に規定する勤務時間をいう。
- (2) 教育職員 法第2条第2項の教育職員のうち沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の県立学校に勤務する者をいう。
- (3) 在校等時間 指針に規定する在校等時間をいう。
- (4) 所定の勤務時間 正規の勤務時間から休日等（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間を除いたものをいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月につき45時間
 - (2) 1年につき360時間
- 2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。
- (1) 1か月につき100時間未満
 - (2) 1年につき720時間
 - (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期

間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間につき80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数につき
6か月

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---